

障害者あんしん相談窓口連絡会設置運営要綱

(設置)

第1条 地域に根ざしたきめ細かな相談・支援体制づくりと障害種別を超えた横断的な相談機能の連携を進めていくため、既存の相談窓口が持つ相談支援機能を有効活用した障害者あんしん相談窓口連絡会(以下、相談窓口連絡会という。)を設置することとし、その実施に関して必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(構成)

第2条 相談窓口連絡会は、次に挙げる機関の関係者で構成する。

- (1) 委託相談支援事業者(基幹相談支援センター)
- (2) 指定特定相談支援事業者
- (3) 指定一般相談支援事業者
- (4) 指定障害児相談支援事業者
- (5) 西宮市障害者就労生活支援センター
- (6) 西宮市保健所
- (7) 西宮市福祉事務所
- (8) 相談業務の連携に必要と認められる者

(所掌事務等)

第3条 相談窓口連絡会は、第1条の設置目的を達成するため、次に挙げる事務を所掌する。

- (1) 相談窓口の連携方策の検討・調整。
- (2) 処遇困難事例や入所施設から地域生活支援への移行支援等、個別事例の検討。
- (3) 相談業務に携わる者の技術向上を目的とした研修・講義等の実施。
- (4) 相談業務に関する広報活動。
- (5) 西宮市地域自立支援協議会の相談支援部会としての役割。
- (6) その他相談業務の連携に必要と認めるもの。

(庶務)

第4条 相談窓口連絡会の庶務は、健康福祉局福祉部生活支援課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、相談窓口連絡会の運営について必要な事項は、相談窓口連絡会が定める。

付 則

この要綱は、平成14年9月30日から実施する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。